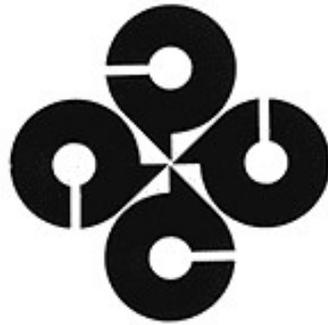


業 務 概 要

令 和 6 年 度 版



島根県食肉衛生検査所

目 次

I	当所の概要	
1.	緒言	1
2.	当所の沿革	1
3.	行政組織・職員構成	2
4.	所掌業務・事務分掌	3
5.	施設・設備	3
6.	主要検査備品	5
II	業務の概要	
1.	と畜検査業務	8
2.	病畜検査	9
3.	精密検査	9
4.	BSE 検査	9
5.	残留有害物質モニタリング検査	9
6.	施設の監視・指導	9
7.	獣医師確保対策	9
III	業務実績	
1.	年度別検査頭数	10
2.	月別検査頭数	10
3.	産地別検査頭数	11
4.	疾病別と殺禁止又は廃棄処分頭数	12
5.	年度別と殺又は解体禁止及び廃棄処分頭数	13
6.	年度別全廃棄処分頭数	14
7.	臓器別病変数	15
8.	器官別病変発生率	17
9.	病畜棟におけると畜検査状況	18
10.	精密検査の実施状況	19
11.	牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査	20
12.	残留有害物質モニタリング検査	20
13.	と畜場内の監視・指導	20
14.	食品営業施設監視状況	20
15.	主要事業・研修・会議	21
16.	獣医師確保対策実績	21

IV 調査研究

1. 調査研究発表21
2. 年度別調査・研究発表演題収録表（過去 10 年間）32

参考資料

1. 島根県手数料条例（抜粋）37
2. 株式会社島根県食肉公社施設の概要・配置図37

I. 当所の概要

1. 緒言

島根県食肉衛生検査所は、株式会社島根県食肉公社を所管し、島根県下と畜場の再編整備および食肉流通の近代化を担う機関として設置された。

現在は県内のと畜検査の全てを担い、安全安心な食肉の県内外への安定的な供給に寄与するとともに、各種検査機器の整備と職員の研修を進め、生体検査、解体後検査はもちろんのこと、病理学的検査、微生物学的検査、理化学的検査等の精密検査に係る手技・技術ならびに診断能力を向上させ、各種調査研究を行い、その成果を関係業界及び関係者に還元している。

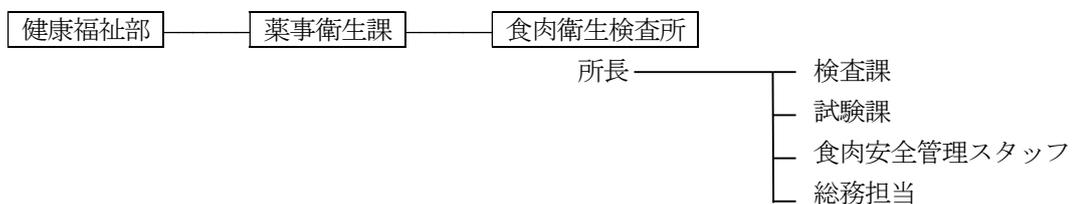
さらに、(株)島根県食肉公社と畜場での HACCP に基づく衛生管理の実施状況の確認として外部検証を行うとともに、関係者の衛生教育の実施、場内許可施設の食品衛生法に基づく監視、指導及び除去検査も積極的に行い、食肉の衛生確保に努めている。

2. 当所の沿革

- S49.12 既存と畜場の再編整備と食肉流通の近代化等の必要性から、「島根県と畜場適正化協議会」より大規模と畜場建設についての意見が提出された。
- S51.11 「島根県と畜場食肉流通専門委員会」から県内8カ所（隠岐・中国農試を除く）のと畜場を県下中央部に1カ所の食肉流通センターとして建設すべく意見が提出された。
- S54.10 食肉流通センターの建設場所が大田市朝山町に決定された。
- S55.7 食肉衛生検査所及び職員宿舎の設計及び見積等の検討を開始した。
- S56.3 食肉衛生検査所職員宿舎用地（1000㎡）を大田市長久町長久高禅寺口 426-38 に取得した。
- S56.5 食肉衛生検査所建設工事を起工した。
- S56.7 食肉衛生検査所職員宿舎建設工事を起工した。
- S56.11 食肉衛生検査所の定礎式を挙行了した。
- S56.11 食肉衛生検査所職員宿舎建設工事を完工した。
- S56.12 島根県食肉公社の竣工式が行われた。
- S56.12 島根県行政機関等設置条例に基づいて、島根県食肉衛生検査所が設置された。
- S59.12 大田保健所からと畜場法及び食品衛生法に係る権限の委譲を受ける。
- H13.10 牛海綿状脳症（BSE）の全頭スクリーニング検査を開始。
- H14.4 牛海綿状脳症（BSE）担当の主査が配置された。
- H16.4 島根県行政組織（フラット・グループ化）の改正により検査グループ・試験グループとなる。
- H16.4 所長補佐が廃止され、牛海綿状脳症（BSE）担当主査は食肉安全管理スタッフとなる。
- H19.4 食肉安全管理スタッフは主査から調整監となる。
- H21.9 食肉衛生検査所職員宿舎の用途を廃止する。
- H23.7 と畜牛肉の放射性物質（セシウム）検査を開始する。
- H25.4 島根県行政組織の改正により検査課・試験課となる。
- H25.7 牛海綿状脳症（BSE）の検査対象を48ヶ月齢超とする。
- H29.4 健康牛のBSE検査を廃止 ※24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについては引き続きBSE検査を実施。
- R2.4 牛の出荷制限解除に伴い放射性物質検査が不要になったため、と畜牛肉の放射性物質（セシウム）検査を終了する。
- R3.6 食品衛生法等の改正による「HACCPに沿った衛生管理の制度化」の完全導入

3. 行政組織・職員構成

組織



職員構成

	技術職員 (と畜検査員)	事務職員	会計年度任用職員		計
			(と畜検査員)	(検査補助員等)	
所長	1				1
課長	2				2
検査課員	3		2	2	7
試験課員	5		2		7
調整監 (食肉安全管理スタッフ)	1				1
総務担当		1		1	2
計	12	1	4	3	20

4. 所掌業務・事務分掌

当所は、と畜検査体制の整備強化を図るため、病理・細菌・理化学の3部門の各検査室を備えた充実した検査機関として昭和56年12月に設置され、と畜場法に基づき厳正かつ科学的な検査業務を実施するとともに、と畜場及びと畜解体作業の衛生確保に万全を期している。

○島根県行政組織規則

(食肉衛生検査所)

第45条 島根県行政機関等設置条例第4条第1項の規定により設置された食肉衛生検査所は、大田市に置き、その所管区域は、島根県の区域である。

2 食肉衛生検査所に、総務担当、検査課、試験課及び食肉安全管理スタッフを置く。

3 食肉衛生検査所の業務は、次のとおりとする。

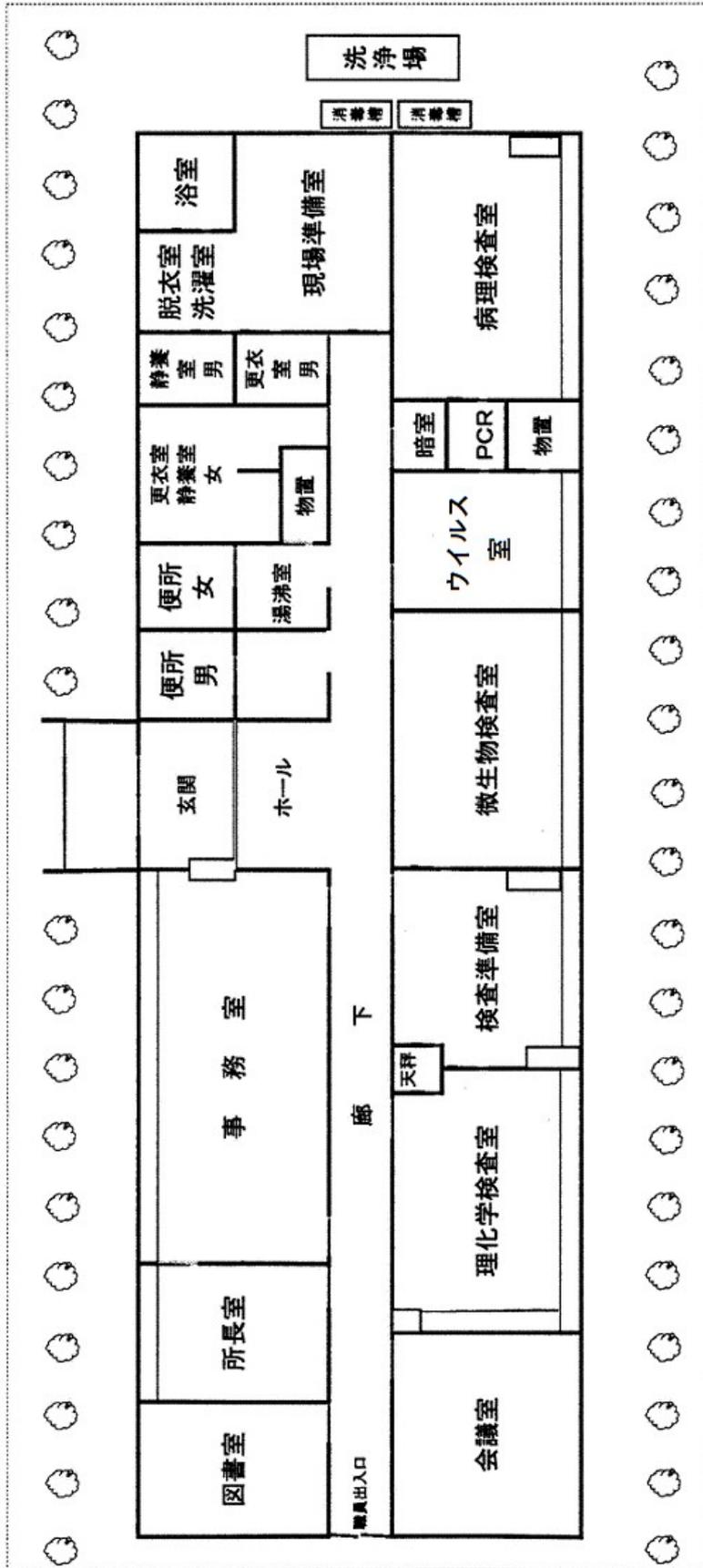
- (1) 獣畜のと畜又は解体の検査(以下「と畜検査」という。)に関すること。
- (2) と畜場及びと畜業者の衛生措置に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) 保健統計に関すること。
- (5) と畜検査に係る精密検査に関すること。
- (6) と畜検査に必要な獣疫の調査研究に関すること。
- (7) 食品表示法に関すること。

5. 施設・設備

施設概要

敷地面積		1,930 m ²
建物面積	本館棟	602 m ²
	附属棟	117 m ²
事業費	建物建設費	124,098 千円
	設備整備費	14,889 千円
工期	起工	昭和56年5月31日
	竣工	昭和56年11月30日

施設平面図



6. 主要検査備品

(令和6年3月31日現在)

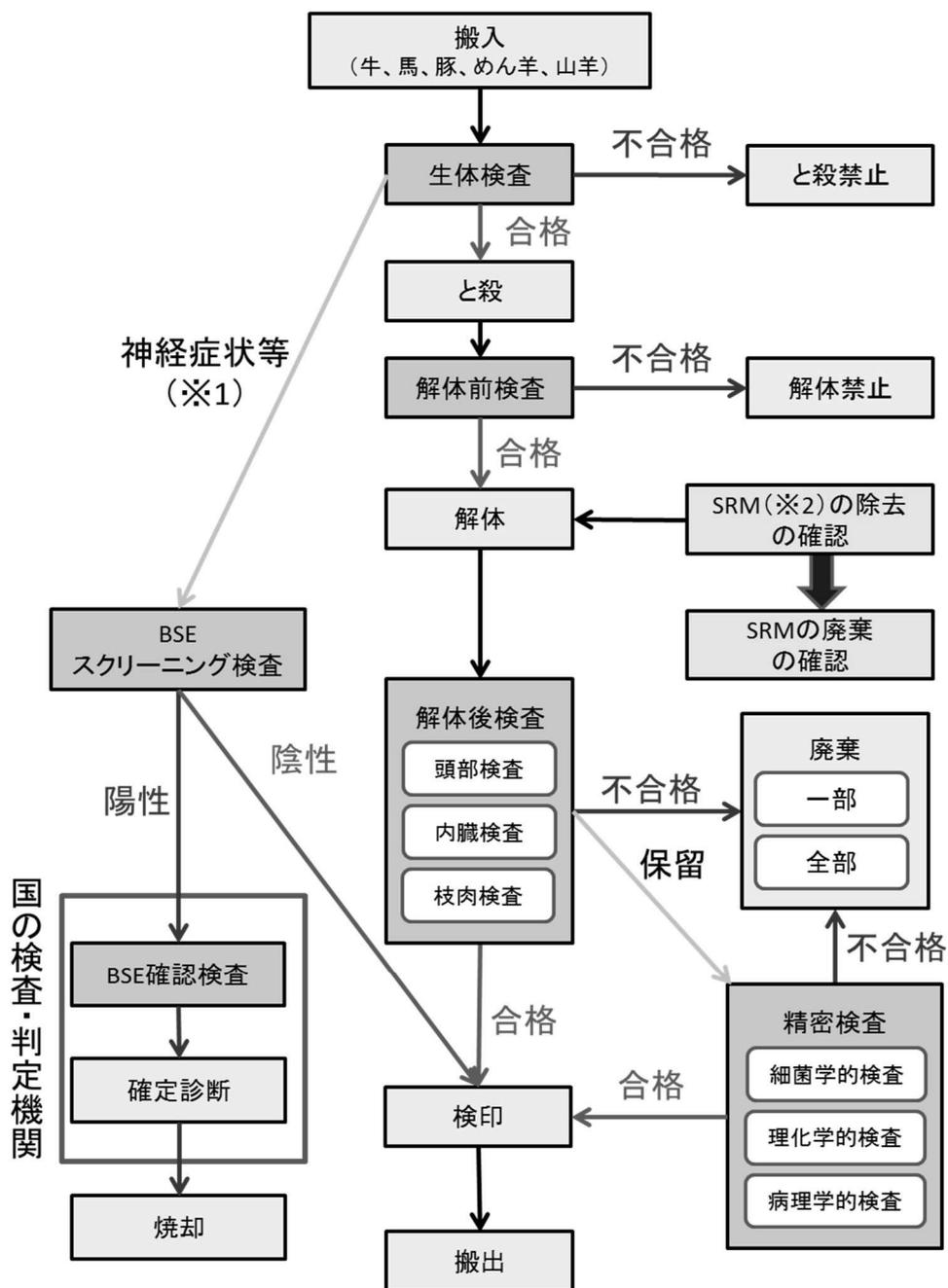
検査室	品名	規格	数量
病理学 検査関係	システム生物顕微鏡	OLYMPUS BX51N-33	1
	顕微鏡用3CCDデジタルカメラ	OLYMPUS FX630	1
	大型滑走式マイクローム	大和光機工業REM-710	1
	密閉式自動包埋装置	ティシュー・テックVIP5 ジュニア	1
	パラフィン包埋ブロック作製装置	ティシュー・テックTECプラスディスプレイ シング・コンソール	1
	安全キャビネット	DALTON (ドラフトチャンバーDFC10ロー 型)	1
	局所排気装置	ASSRE ヒュームフート [®] ABS-1800	1
	コーケンラミナー	興研 Mu-01	1
	電子天秤	A&D GX-603A	1
	定温乾燥機	アズワン(株)EOP-300V	1
	パラフィン洗浄装置	ヒストテック PC-II	1
	顕微鏡・顕微鏡用デジタルカメラセット	オリンパス BX53・DP27	1
	バイオフィリーザー	GS-1376HC	1
	パラフィン伸展機	PS-53	1
	サクラ湯浴式パラフィン伸展機	PS-125WH	1
サクラ バイブレーター	VF-5	1	
理化学 検査関係	HPLCフォトダイオードアレイシステム	島津SPD-M10Avp	1
	生化学分析装置	富士ドライケム4000V	1
	生化学分析装置	富士ドライケムNX600V IC	1
	ロータリーエバポレーター	東京理化N-1110V	1
	テーブルトップ遠心機4000	久保田商事	2
	マイクロ冷却遠心機	久保田3700型	1
	ATP検査機器	ルミテスターPD-30	1
	冷凍冷蔵庫	フクシマガリレイGRN-182PX	1

検査室	品名	規格	数量
微生物検査関係	高圧蒸気滅菌器	平山製作所HVE-50LB	1
	高圧蒸気滅菌器	平山製作所HVN-50	1
	高圧蒸気滅菌器	平山製作所HVN-50LB	2
	システム生物顕微鏡	OLYMPUS BX53	1
	実体顕微鏡	オリンパスSZ1145TRPT	1
	倒立顕微鏡	ニコンTMS-F12	1
	サーマルサイクラー	TP350	2
	電気泳動ゲル撮影装置	フコソDigiDoc-It Imaging System	1
	超低温フリーザー	Panasonic MDF-DU300H-PJ1	1
	超低温フリーザー	PHcbi MDF-394AT-PJ	1
	リアルタイムPCR装置	TaKaRa PCR Thermal Cycler Dice® Real Time System III	1
	クリーンベンチ	日本エアーテック(株) KVM-1007	1
	冷凍機付インキュベーター	Panasonic MIR-154-PJ	1
	クールインキュベーター	アズワンCN-40A	1
	低温恒温器	ヤマト科学(株)INC820	1
	低温恒温孵卵器	SANYO MIR-152	1
	冷凍冷蔵庫	ホシザキ業務用HRF-90A	1
	冷凍冷蔵庫	ホシザキ業務用HRF-90X	1
	薬用冷蔵ショーケース	PHC MPR-S300H-PJ	1
	コロニーカウンター	(有)写真化学PSP-1000	1
	電気泳動装置	ATTO AE-6111	1
	顕微鏡用USBデジタルカメラ	レイマー WRAYCAM-NOA200	1
	乾熱滅菌器	東京理化NDS-420	1

検査室	品名	規格	数量
B S E 検 査 関 係	マイクロ冷却遠心機	KUBOTA製3700	1
	クールインキュベーター	CN-40A	1
	安全キャビネット	日本エアーテック (株) BHC-1300-II A	1
	卓上型クリーンベンチ	SANYO MCV-710ATS	1
	マイクロプレートリーダー	バイオラッド iMark マイクロプレートリーダー	1
	マイクロプレートウォッシャー	バイオラッド Immuno Wash 1575	1
	マイクロ冷却遠心機	久保田3740型	1
	卓上細胞破砕器	フナコシFast Prep-24	2
	ヒートブロック恒温槽	Dry Thermo Unit DTU-1B	3
	ヒートブロック恒温槽	Dry Thermo Unit DTU-1C	1
	超純水製造装置	Direct-Q5 UV	1
	ノンフロン冷蔵庫	ICSD-14A-W	1
と畜 検査 関係	乾熱滅菌器	STA420(DB)	1
	乾熱滅菌器	STA420(DC)	1

II. 業務の概要

1. と畜検査業務



※1 BSEスクリーニング検査の実施対象

生体検査において下記の症状を示す牛について、BSEスクリーニング検査を実施する。

- 原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状
- 原因不明の全身症状

※2 SRMとは

SRM(特定危険部位)は、と畜場法施行規則および厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則で定める特定部位、並びに食品、添加物等の規格基準に定める部位を指す。

2. 病畜検査

以下の各項目に該当すると畜主より申告があった場合、もしくはと畜検査員が必要と認めた場合は病畜としてと殺および検査を実施した。

ア と殺禁止に該当する疾病として確実に診断することはできないが、その疑いがあるもの。

イ 皮下膿瘍等により解体室等を著しく汚染させる恐れのあるもの。

病畜には獣医師の診断書を添付することを家畜診療機関へ依頼しているが、特別な理由で診断書がない場合は、畜主の申立書により検査した。

3. 精密検査

と畜検査において、肉眼所見で判定が困難な疾病については、病理組織学、微生物学及び理化学的検査を実施して食肉の安全を図っている。

(1) 病理学的検査は、牛伝染性リンパ腫を含む腫瘍の診断を主体に実施している。

(2) 微生物学的検査は、敗血症、豚丹毒を主体に実施している。

(3) 理化学検査は、尿毒症、黄疸を主体に実施している。尿毒症は血清、眼房水の尿素窒素値を、黄疸については血清中のビリルビン値をそれぞれ測定し、診断を行っている。

4. B S E 検査

伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき、生体検査時に何らかの神経症状又は全身症状を示す牛に関してはスクリーニング検査を行っている。

5. 残留有害物質モニタリング検査

獣畜に対する動物用医薬品の適正使用状況を監視するため、牛及び豚の枝肉の一部を収去して登録検査機関で検査しており、全検体において残留は認められなかった。

6. 施設の監視・指導

(1) と畜場

と畜場法に基づき、場内の衛生管理状況及び衛生的取扱状況を確認するため、外部検証を行った。また、HACCPによる衛生管理の一層の推進を図るため、監視指導と併せて従事者教育も行った。

(2) 食品営業施設

食肉公社施設内の施設に対して、食品に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止するため、監視指導を実施した。

7. 獣医師確保対策

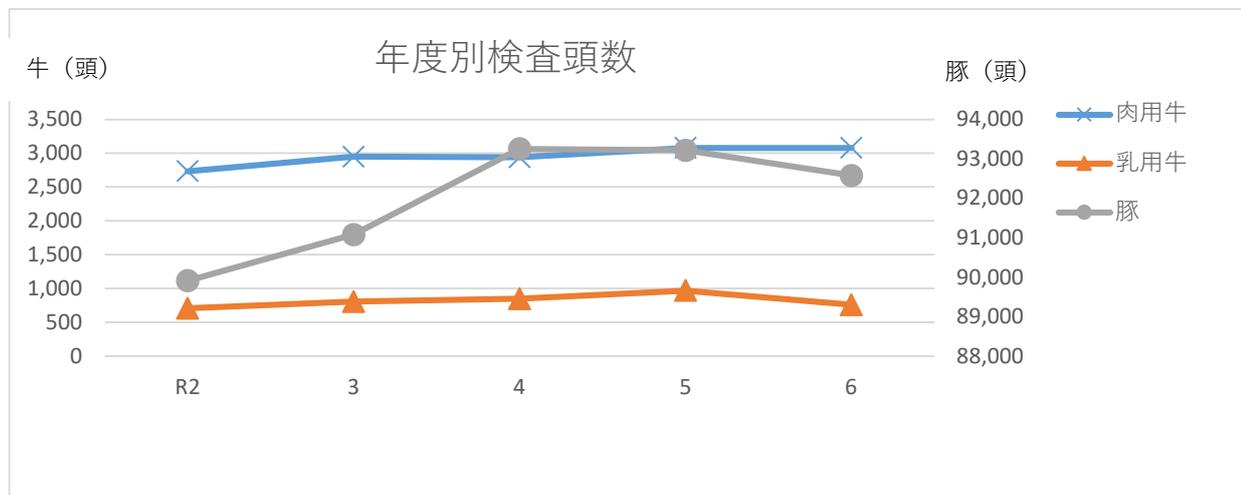
主に獣医学生を対象とする業務体験や施設見学の短期仕事体験（インターンシップ）を実施し、公衆衛生に関わる行政獣医師の役割と重要性について理解の醸成を図った。

Ⅲ. 業務実績

(1～8の表の数値は一般畜・病畜の頭数を合算したもの)

1. 年度別検査頭数

年度	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計	開場日数
	肉用牛	乳用牛	計							
R2	2,734	706	3,440	3	2	89,912	2	1	93,360	239
3	2,947	803	3,750	0	0	91,076	0	0	94,826	239
4	2,941	850	3,791	5	0	93,254	0	0	97,050	238
5	3,079	969	4,048	3	0	93,218	0	0	97,269	238
6	3,079	758	3,837	8	0	92,576	0	0	96,421	238



2. 月別検査頭数

月	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計	開場日数
	肉用牛	乳用牛	計							
4	278	55	333			7,872			8,205	21
5	233	57	290	1		7,754			8,045	21
6	240	61	301	1		6,897			7,199	19
7	291	56	347			8,159			8,506	22
8	207	64	271	1		7,231			7,503	18
9	260	66	326	2		7,385			7,713	19
10	255	90	345	2		7,553			7,900	22
11	313	77	390			8,006			8,396	20
12	294	56	350			8,257			8,607	18
1	219	52	271			8,473			8,744	20
2	238	50	288	1		7,321			7,610	18
3	251	74	325			7,668			7,993	20
合計	3,079	758	3,837	8		92,576			96,421	238

3. 産地別検査頭数

産地別		牛の検査頭数 (とくを含む)	豚の検査頭数
県内	松江市	48	
	浜田市	91	33,045
	出雲市	791	
	益田市	1,134	4
	大田市	321	
	安来市	65	
	江津市	2	13,281
	雲南市	280	
	奥出雲町	299	
	飯南町	73	11,904
	邑智郡	329	8,142
	鹿足郡	49	
	隠岐郡	68	
	県外	鳥取県	1
広島県		10	18,627
山口県		282	
北海道		2	
兵庫県			270
合計		3,845	92,576

4. 疾病別と殺禁止又は廃棄処分頭数

	と畜場内と殺頭数	処分実頭数	疾病別頭数																				計				
			細菌病							ウイルス病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病										
			炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核	ブルセラ症	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ症	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫		腫瘍	中毒諸症	炎症・炎症産物	変性・萎縮
牛	禁止																										
	全部廃棄	46														5	4		1	25	1					10	46
	3,837 一部廃棄	3,367												19	5					141				3,180	1,237	489	5,071
とく	禁止																										
	全部廃棄																										
	8 一部廃棄	7																						6	2	2	10
馬	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
豚	禁止																										
	全部廃棄	139		12												84	37	1		1	3		1			139	
	92,576 一部廃棄	70,070							27											114	6		68,403	4,176	3,603	76,329	
めん羊	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
山羊	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										

5. 年度別と殺又は解体禁止及び廃棄処分頭数

年度	牛			とく			馬			豚			めん山羊			合 計		
	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄									
R2	0	41	2,885	0	1	2	0	0	0	0	198	51,157	0	0	3	0	240	54,047
3	0	52	3,356	0	0	0	0	0	0	0	169	52,000	0	0	0	0	221	55,356
4	0	32	3,253	0	0	5	0	0	0	0	149	59,173	0	0	0	0	181	62,431
5	0	93	3,537	0	0	3	0	0	0	0	163	65,609	0	0	0	0	256	69,149
6	0	46	3,367	0	0	7	0	0	0	0	139	70,070	0	0	0	0	185	73,444

6. 年度別全廃棄処分頭数

牛（とく含む）

年度	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	牛伝染性リンパ腫	その他	計
R2	10	11	1	1	5		14		42
3	5	18	1	5	12	1	10		52
4	9	9	1	1	6		6		32
5	4	11	1		59		18		93
6	5	4		1	25	1	10		46

豚

年度	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	豚丹毒	豚赤痢	AR	その他	計
R2	109	31	3		5	3	47				198
3	102	21	2	1	2	3	38				169
4	101	23		1	1	7	16				149
5	125	27	1				10				163
6	84	37	1		1	3	12			1	139

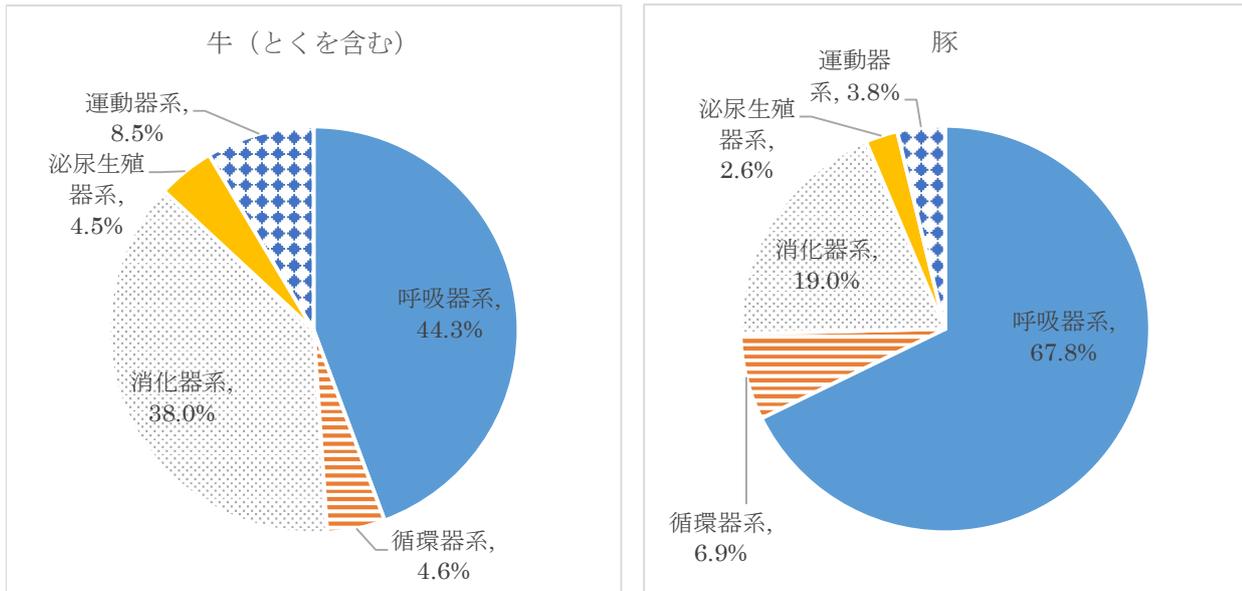
7. 臓器別病変数
牛（とく含む）

器 官	臓 器	病 変 名	病 変 数	小 計
呼吸器系	肺	化膿性肺炎	119	4,399
		他肺炎	1,700	
		肺膿瘍	41	
		胸膜炎	1,651	
		肺気腫	539	
		吸入肺	73	
	その他	横隔膜炎	276	
循環器系	心	心外膜炎	158	158
	脾	脾炎	31	298
		脾包膜炎	105	
		脾うっ血	162	
消化器系	肝	肝炎出血型	550	2,065
		肝炎塊状壊死	149	
		鋸屑肝	72	
		肝包膜炎	557	
		肝膿瘍	206	
		胆管炎	212	
		肝蛭症	13	
		肝富脈斑	174	
		肝うっ血	20	
		肝硬変	10	
		脂肪肝	102	
		膵	膵蛭	
	胃	胃漿膜炎	237	
		胃カタル性炎	583	
		胃潰瘍	99	
		脂肪壊死	67	
		双口吸虫	5	
	腸	腸漿膜炎	57	
		腸炎	269	
		脂肪壊死	363	
腹膜炎		21		
泌尿器系	腎	腎炎	68	269
		嚢胞腎	13	
		脂肪壊死	171	
	膀胱	膀胱炎	11	
		膀胱結石	6	
生殖器系	子宮	子宮内膜炎	90	177
		子宮蓄膿症	18	
		妊娠子宮	51	
	乳房	乳房炎	18	
運動器系	頭部	リンパ節膿瘍	4	774
	筋肉	筋肉炎症	246	
		関節炎	52	
		筋肉膿瘍	42	
		筋肉出血	258	
		筋肉水腫	172	
	骨	骨折	19	72
		脱臼	53	
合計（延べ病変数）				9,919

豚

器 官	臓 器	病 変 名	病 変 数	小 計		
呼吸器系	肺	MPS	58,031	72,929		
		ヘモフィルス型	671			
		胸膜炎型	7,981			
		化膿性	83			
		他の肺炎	1,417			
		肺膿瘍	184			
		肺虫症	0			
	その他	横隔膜炎	4,562			
循環器系	心	心外膜炎	4,474	4,621		
		心内膜炎	86			
		心 その他	61			
	脾	脾うつ血	2,290	2,779		
		脾包膜炎	354			
		脾炎	102			
		脾 その他	33			
消化器系	肝	肝炎	2,615	11,476		
		肝包膜炎	6,384			
		寄生虫肝炎	439			
		退色肝	1,885			
		壊死型	31			
		肝硬変	8			
		肝 その他	114			
		膵	膵炎		220	9,020
	胃	胃炎	262			
	腸	小腸炎	5,897			
		大腸炎	1,165			
		腸漿膜炎	1,035			
		腸気泡症	13			
		ミコ症	27			
		腹膜炎	112			
		腸 その他	289			
	泌尿器系	腎	腎炎	117	2,332	
			嚢包腎	2,153		
			腎 その他	43		
		膀胱	膀胱炎	19		
生殖器系		子宮	子宮内膜炎	387		424
	妊娠子宮		37			
	運動器系		頭部	リンパ節膿瘍	305	
AR		0				
頭部 その他		644				
筋肉		リンパ節膿瘍	48	3,109		
		筋肉膿瘍	1,357			
		筋肉水腫	118			
		筋肉炎症他	994			
		尾咬症	117			
		関節炎	143			
		骨	骨折・脱臼		115	
その他	217					
合計（延べ病変数）				107,639		

8. 器官別病変発生率



牛

年度	呼吸器系	循環器系	消化器系	泌尿生殖器系	運動器系
R2	35.5%	5.5%	41.1%	6.3%	11.6%
3	35.6%	5.7%	42.6%	5.9%	10.2%
4	38.4%	5.4%	39.8%	5.6%	10.8%
5	40.8%	4.6%	38.4%	5.1%	11.2%
6	44.3%	4.6%	38.0%	4.5%	8.5%

豚

年度	呼吸器系	循環器系	消化器系	泌尿生殖器系	運動器系
R2	70.4%	8.8%	13.4%	2.5%	4.9%
3	62.4%	8.0%	20.4%	3.4%	5.8%
4	68.4%	7.4%	16.4%	2.7%	5.1%
5	64.7%	8.2%	20.2%	2.4%	4.5%
6	67.8%	6.9%	19.0%	2.6%	3.8%

9. 病畜等におけると畜検査状況

(1) 年度別病畜検査頭数

年度	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計	時間内頭数 (日数)
R2	346	0	0	0	0	0	349	349 (166)
3	317	0	0	0	0	0	317	317 (159)
4	330	5	0	0	0	0	335	335 (168)
5	318	2	0	0	0	0	320	320 (171)
6	291	4	0	0	0	0	295	295 (163)

(2) 月別病畜検査頭数

月	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計	時間内頭数 (日数)
4	27	0	0	0	0	0	27	27 (14)
5	21	0	0	0	0	0	21	21 (15)
6	23	1	0	0	0	0	24	24 (14)
7	17	0	0	0	0	0	17	17 (11)
8	24	0	0	0	0	0	24	24 (11)
9	30	0	0	0	0	0	30	30 (14)
10	34	2	0	0	0	0	36	36 (19)
11	31	0	0	0	0	0	31	31 (14)
12	18	0	0	0	0	0	18	18 (9)
1	22	0	0	0	0	0	22	22 (16)
2	22	1	0	0	0	0	23	23 (12)
3	22	0	0	0	0	0	22	22 (14)

10. 精密検査の実施状況

(1) 精密検査総数

		膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	腫瘍	牛伝染性リンパ腫	豚丹毒	豚赤痢	AR
病理検査	牛					11	11			
	豚					3				
理化学検査	牛			4	6					
	豚			9	1					
細菌検査	牛	1	1							
	豚		13					76		

(2) 精密検査による全廃棄処分状況

		膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	腫瘍	牛伝染性リンパ腫	豚丹毒	豚赤痢	AR
病理検査	牛					1	10			
	豚					3				
理化学検査	牛			0	1					
	豚			1	0					
細菌検査	牛	1	1							
	豚		12					12		

11. 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査

BSE検査頭数	陰性の牛の総数	
	スクリーニング検査	確認検査
0	0	0

12. 残留有害物質モニタリング検査

(陽性頭数/検査頭数)

検査項目	牛	豚	合計
テトラサイクリン系	0/10	0/10	0/20
フルベンダゾール	-	0/10	0/10
セファゾリン	0/20	-	0/20
アンピシリン	0/20	0/20	0/40
合成抗菌剤	0/10	-	0/10

当所にて除去後、ビューロベリタスエフイーエーシー（株）にて委託検査

13. と畜場内の監視・指導

(1) 監視頻度

項目		頻度
衛生管理計画・手順書の確認		年1回
記録の確認		月1回
現場検査	作業前点検	牛・豚それぞれ月2回
	作業中点検	原則毎日
	施設点検	年1回

(2) 微生物的検査（切り取り法による採取）

一般細菌数及び大腸菌数（牛）	60検体
一般細菌数及び大腸菌数（豚）	60検体

(3) 従事者教育

開催回数
2回

14. 食品営業施設監視状況

※：島根県食品衛生監視指導計画による

業種	許可施設	立ち入り回数	うち、監視計画回数 (※)	延べ監視件数
食肉処理業監視率 (%)	1	6	2	6 (100.0)

15. 主要事業・研修・会議

月	内容	開催地	人員
4	健康福祉部地方機関長会議	松江市	1名
5	全国公衆衛生獣医師協議会理事会 (Web会議)	東京都	1名
	県央地区所長会議	大田市	1名
	全国食肉衛生検査所ブロック代表等所長会議・理事会 (Web会議)	東京都	1名
7	全国所長会議	東京都	1名
	大田市内官公署長連絡協議会	大田市	1名
8	島根県獣医学会	出雲市	2名
9	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会 令和6年度総会・研修会	静岡県	2名
	第28回九州・山口・沖縄病理事例研修会	鹿児島県	1名
	全国公衆衛生獣医師協議会理事会	東京都	1名
	全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	東京都	1名
10	第42回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	神奈川県	2名
	令和6年度獣医学術中国地区学会	松江市	7名
	野生鳥獣肉処理講習会	大田市	2名
	第35回全国食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議 技術研修会	徳島県	3名
	令和6年度全国食肉衛生検査所協議会 (第81回病理研修会)	神奈川県	1名
11	中国・四国ブロック所長会議 (Web会議)	徳島県	1名
1	令和6年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修会並びに研究発表会	東京都	1名
2	食品衛生監視員研修・食品衛生監視員研究発表会	松江市	5名
	県央地区所長会議	大田市	1名

16. 獣医師確保事業実績

月	内容	参加人数
8	獣医学生インターンシップ	10名
	獣医学生インターンシップ	9名
9	獣医学生インターンシップ	10名
	獣医学生インターンシップ	7名

IV. 調査研究

1. 調査研究発表

病理、細菌及び理化学の各検査室は通常の精密検査を実施するとともに、更に検査業務を推進するため、調査・研究を行い、データの集積に努めている。

- (1) 豚赤痢分離培地の比較検討
- (2) と畜場搬入牛における投薬歴から見た動物用医薬品使用状況について
- (3) と畜場搬入豚のサルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌保有状況調査

豚赤痢分離培地の比較検討

○風見裕太¹⁾

1)島根県食肉衛生検査所

1. はじめに：豚赤痢は、家畜伝染病予防法では届出伝染病、と畜場法では全部廃棄対象となる重要な疾病であるが、当所では平成 18 年以降の発生報告はない。豚赤痢菌（以下、Bh）の分離には各種抗生物質を加えた BJ 培地または CVS 培地が用いられるが、作製が煩雑、かつ作製しても当所では使用期限内に全て使用できない。このことから、より簡便で効率的な培地作製の検討が必要な中で、岩元らの BJ 培地に含まれる各種抗生物質（以下、BJ）を塗布した市販の血液寒天培地（以下、血寒）で、Bh の分離が可能との報告があり、CVS 培地に含まれる各種抗生物質（以下、CVS）を塗布することでも Bh の分離が可能かを比較検討した。

2. 材料と方法：滅菌精製水を対照として、CVS、BJ を調整、分注し、 -20°C で予め保管した。健康豚 18 頭の新鮮糞便各 1 g をリン酸緩衝液（PBS）で 100 倍に希釈し、サンプルを 2 分した。一方は何も加えず健康豚の検体とし、もう一方には当所保管菌株である Bh を懸濁し、豚赤痢様の検体とした。血寒の表面を乾燥後、凍結しておいた滅菌精製水、CVS、BJ それぞれを血寒に浸透させ、健康豚の検体と豚赤痢様の検体を塗抹し、 42°C 、48 時間で嫌気培養を行った。血寒上に β 溶血とグラム陰性らせん状菌を確認後、コロニーダイレクト PCR を実施した。また各血寒に発育した Bh 以外のその他のコロニー数を測定した。

3. 結果：豚赤痢様の検体を塗抹した CVS 血寒と BJ 血寒で、明瞭な β 溶血とグラム陰性らせん状菌を認めた。2 検体を除き、コロニーダイレクト PCR によって 354bp 付近にバンドを確認した。全検体の CVS 血寒と BJ 血寒は、対照血寒と比べて顕著にその他の菌の発育を抑制していた。また、CVS 血寒は BJ 血寒より有意にコロニーが多かった ($p < 0.05$)。

4. 考察：CVS 血寒は BJ 血寒と比べてその他の菌の発育を抑制しなかった。一方で、Bh が血寒上で明瞭な β 溶血性を示し、かつらせん状菌という識別の容易さから、その他の菌が BJ 血寒より多く発育していても、CVS 血寒は BJ 血寒と同等程度に Bh を分離することが可能と考えられた。加えて、CVS 血寒は BJ 血寒よりも使用する抗生物質が少ないこと、それらを調整する時間を短縮できることにより作業の簡略化、費用の削減が見込めた。今後は、例数を増やし CVS 血寒の有用性を実証し、当所の検査 SOP の改定に繋げていきたい。

と畜場搬入牛における投薬歴から見た動物用医薬品使用状況について

○亀田真吾¹⁾ 源田香織¹⁾ 中村祥人¹⁾

1) 島根県食肉衛生検査所

1 はじめに

当所では衛生的で安全な食肉を食卓に提供するため「と畜場法」、「食品衛生法」等に基づく食肉の検査や衛生指導を行っている。その一環として収去検査の実施や、診療獣医師若しくは生産者より提出される「病歴及び動物用医薬品の使用歴・指示歴」（以下「投薬歴」とする）を確認することで、動物用医薬品の残留の可能性や適正使用について確認を行っている。

当所に搬入される牛・豚の動物用医薬品使用状況の動向を把握することは、収去検査時の検査対象とする動物用医薬品の選定や、検査時に残留が疑われた際の動物用医薬品推定にも重要となる。

今回、と畜場に搬入された牛の投薬歴を確認・比較した結果、動物用医薬品の使用状況について若干の知見を得たため、報告する。

2 材料および方法

令和3年4月1日から令和6年12月31日までの間に当所にと畜場に搬入された牛の、「検査を受けようとする獣畜の病歴に関する情報」（と畜場法施行規則第十五条の五号）が記載された、投薬歴及びそれに類するものを年度ごとに調査し、その中から使用されている動物用医薬品の種類及び使用回数を集計して比較した。またその他に使用理由となる疾患について及び投薬歴の有無の割合についても比較調査を行った。

動物用医薬品の使用回数は、1つの疾患に対する投薬歴に1回記載されるごとに1回とカウントし、複数回投与されている場合は1回投与ごとにそれぞれ1回ずつカウントした。

3 結果

① 投薬の有無について

各年度のと畜場搬入牛に対する投薬歴のある牛の数を比較した結果については図1～3のとおり。

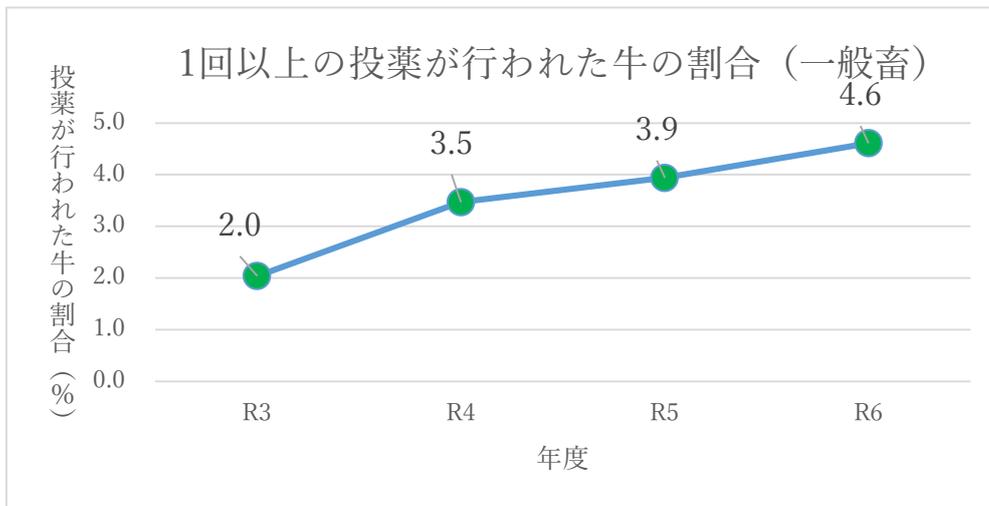


図1

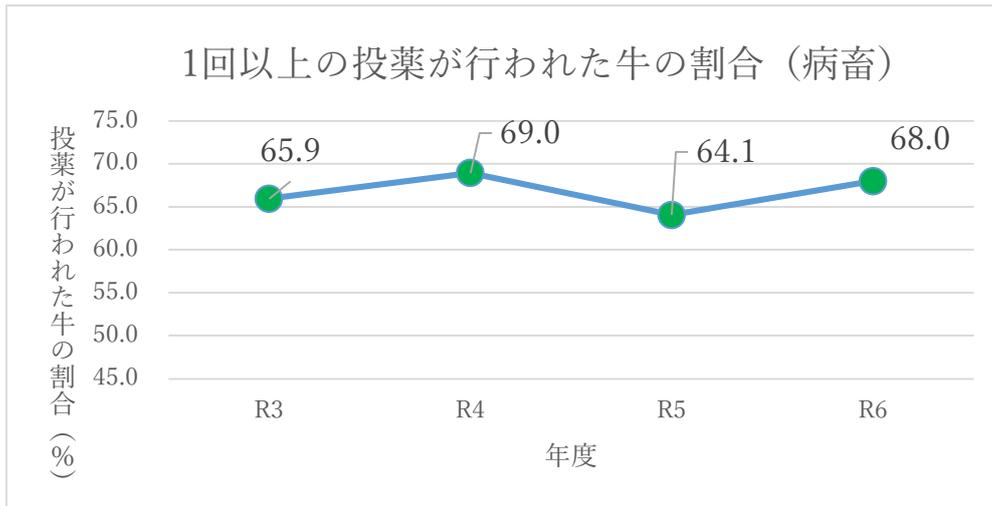


図 2

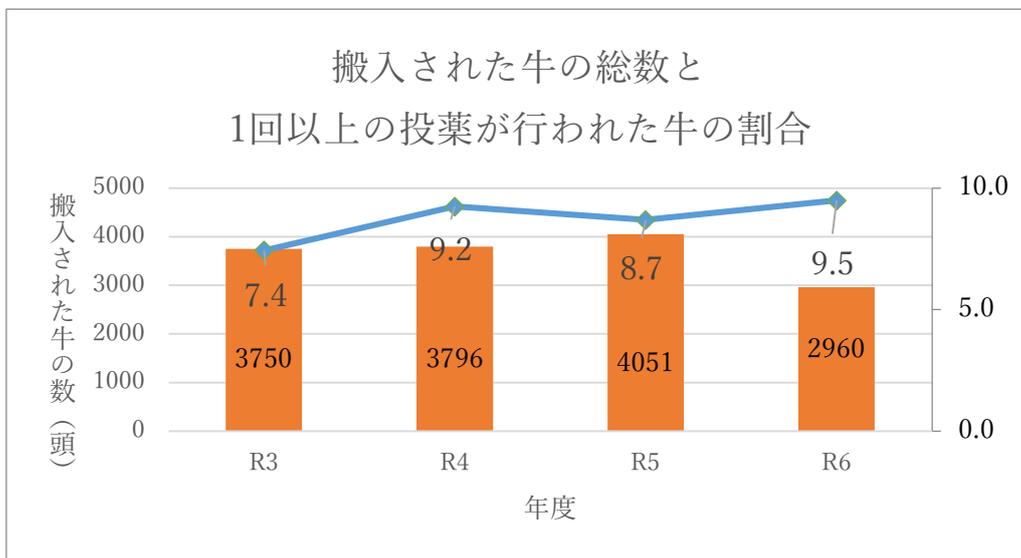


図 3

一般畜として搬入された牛では R3 年度が 2% で 50 頭に 1 頭程度の割合であったのに対し、R4 年以降増加しており、R4～R6 年度の平均だと 4% で R3 年度の 2 倍になっている（図 1）。

それに対して病畜として搬入された牛ではいずれの年でも一般畜よりかなり高く、66% 前後（3 頭に 2 頭程度の割合）となっている（図 3）。

一般畜と病畜の合計で見ると、年度ごとに搬入された牛の頭数は大きく変わらないが、投薬歴のある牛の割合は R4 年度以降やや高くなっている（図 3）。

（※R6 年度の搬入された牛の頭数は 3 四半期分であるため、3 分の 4 倍で計算すると R5 年度と同程度になる） $(2960 \div 3 \times 4 = 3942)$

② 投薬が必要となる原因の疾患について

次に投薬が必要となった疾患について年度ごとに集計して比較した。

疾患の種類を「脳脊髄神経」（脊髄損傷・神経麻痺等）、「心・肺・循環器」（心内膜炎・肺炎等）、「肝臓」（肝炎・脂肪肝等）、「消化器」（胃炎・腸炎等）、「腎・泌尿器」（腎炎・尿路結石

等)・「繁殖・泌乳器」(乳房炎・子宮蓄膿症等)、「運動器」(股関節脱臼・関節炎等)、「その他」(原因不明の起立不能・外傷その他)の8種に区分して100分率で比較した。結果は図4のとおり。

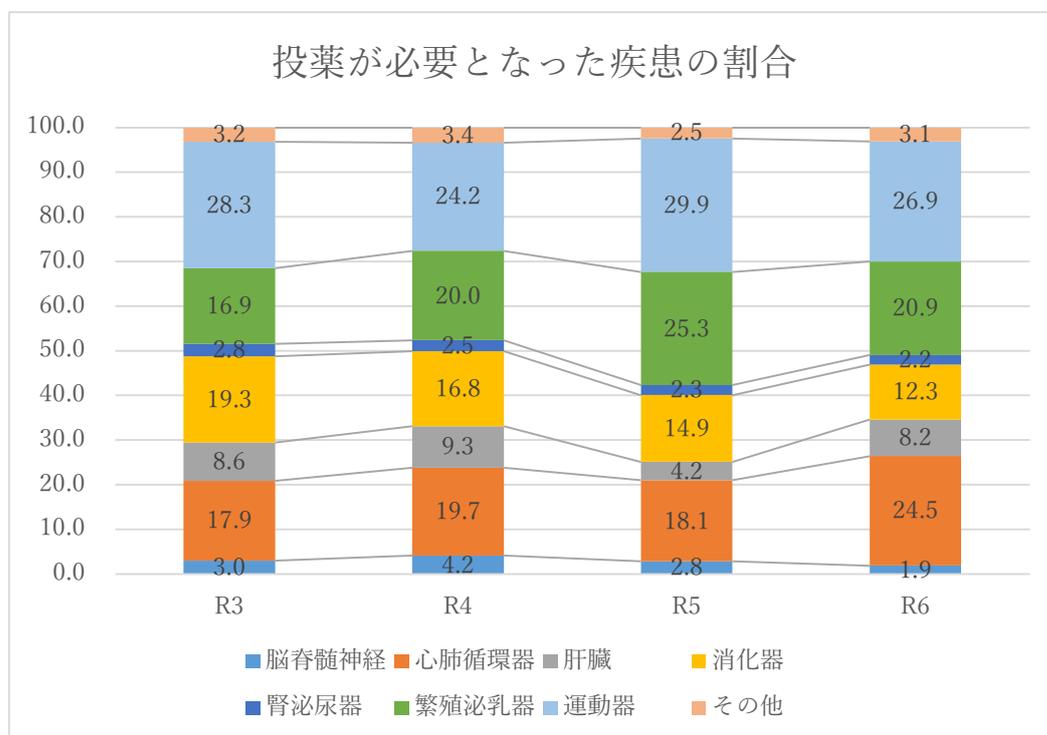


図4

消化器系疾患の減少傾向や年度による疾患割合の変動が見られた。また、R3年度とそれ以降で目立った違いは認められなかった。

③ 使用された動物用医薬品について

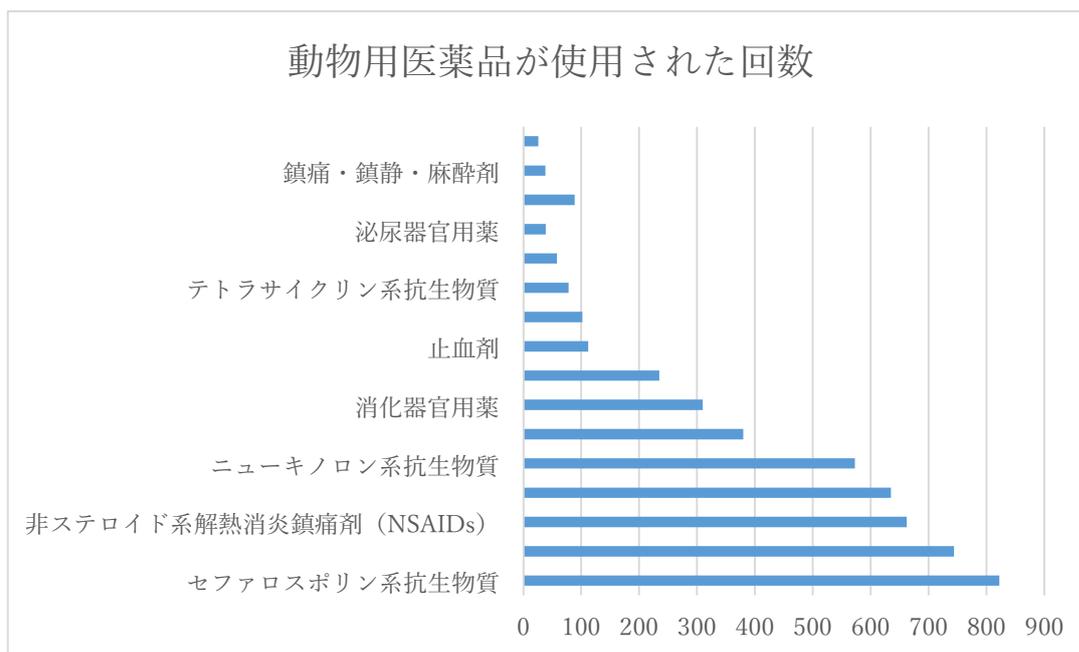


図 5

使用された動物用医薬品を 16 種類に分け、合計数でグラフ化した (図 5)。使用数が多かったのは、順に、「セファロスポリン系 (セフェム系) 抗生物質 (セファゾリン等)」、「ペニシリン系抗生物質 (ペニシリン、アンピシリン等)」、「非ステロイド性解熱消炎鎮痛剤【NSAIDs】 (サリチル酸ナトリウム、フルニキシンメグルミン等)」、「栄養剤 (輸液、ビタミン剤、カルシウム剤等)」、「ニューキノロン系抗生物質 (エンフロキサシン、フルオロキサシン等)」、「肝臓疾患用薬 (デオキシコール酸等)」、「消化管用薬 (メトクロプラミド等)」、「ホスホマイシン系抗生物質 (ホスホマイシン等)」、(後略) であり、上位 8 種でおよそ 9 割を占めていた。

次に年度ごとの医薬品の使用率を 100 分率で比較した。結果は図 6 のとおり。

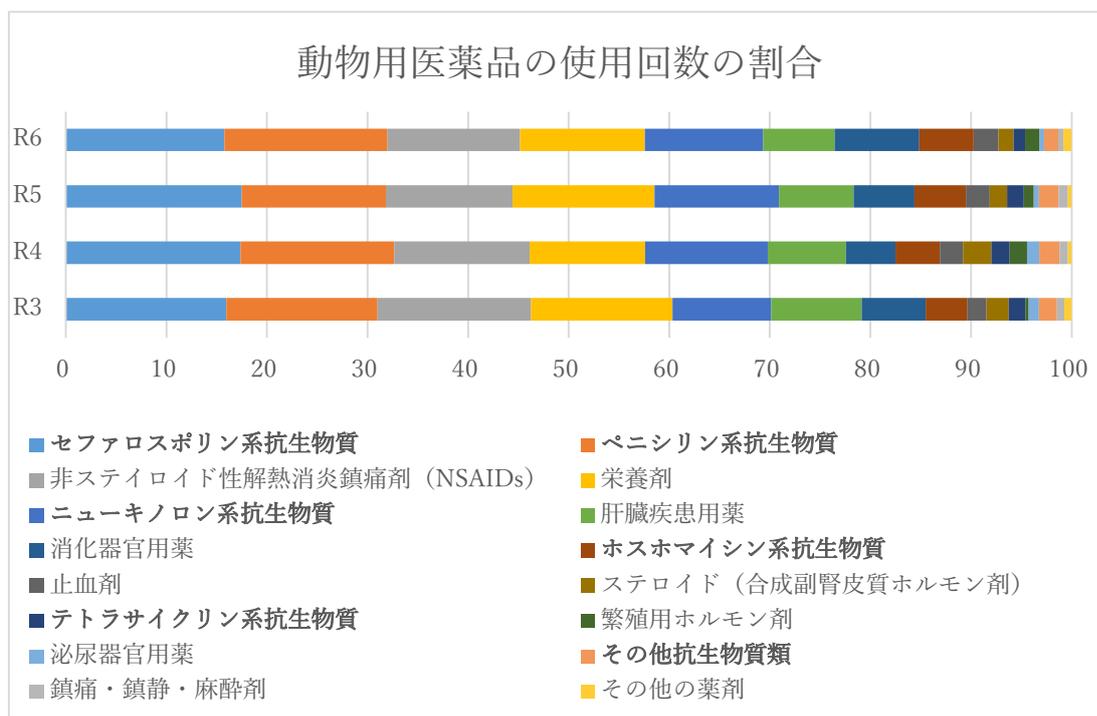


図 6

使用された動物用医薬品の傾向は年度ごとで大きな変化はないようであった。また、使用された動物用医薬品のおよそ5割が抗生物質に類するものであった。

次に使用された動物用医薬品のうち、抗生物質類に限定して比較した。

比較に際してセファロスポリン系抗生物質については第1世代から第3世代セファロスポリン系までの3種に区分し、その他の抗生物質類にまとめていた抗生物質類もより細かく分類した。結果は図7のとおり。

使用量が多いのは順にペニシリン系、第1世代セファロスポリン系、ニューキノロン系であり、この3種でおよそ8割を占めていた。4番目に多いホスホマイシン系を加えるとおよそ9割となり、それ以外の抗生物質はそれほど使用されていないかった。

また、第1選択薬が無効の際に第2選択薬として使用することとなっているニューキノロン系および第3世代セファロスポリン系抗生物質（セフトロファン）を合計した割合はおよそ26%であった（図7 太字で表記）。

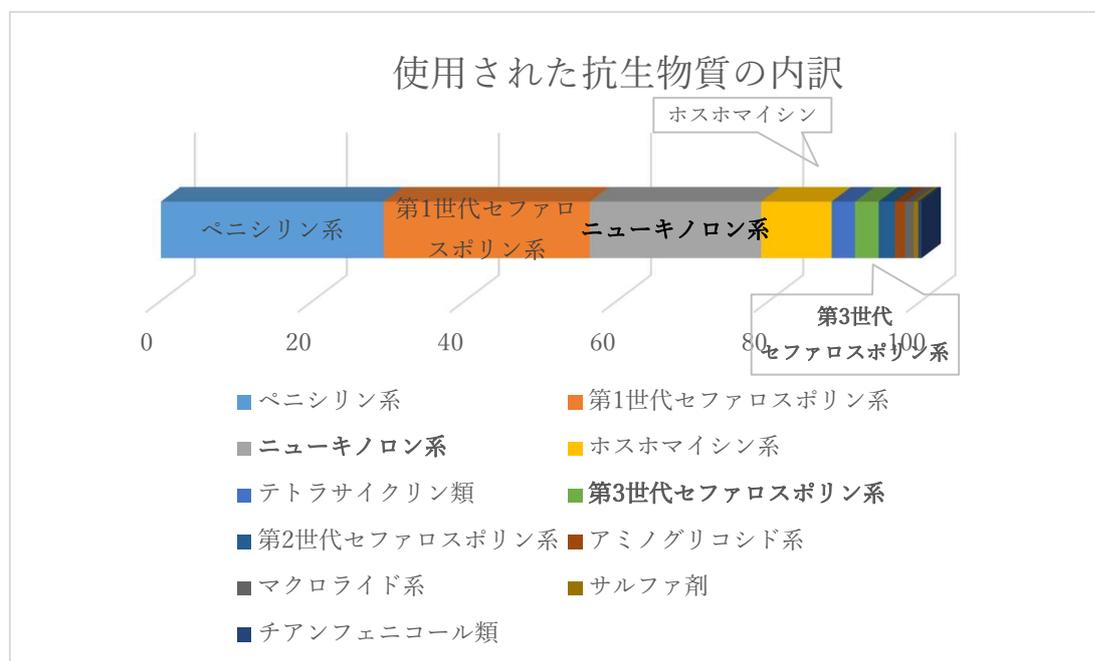


図7

4 考察

結果のうち、投薬が必要となった牛の割合が増えている原因として、搬入された牛全体の中の乳牛の割合が増えていることが考えられたが、R3年度（703頭）に対するR5年度（969頭）比でも4割程度の増加であることや、病畜での投薬割合が大きく変動していないことを見ると、それだけが原因とは言い難い。その他に、ここ数年の酷暑による牛の体調不良や、セファゾリンなどの医薬品原料供給不足の解消なども考えられたが、はっきりとした原因はわからなかった。

次に年度別の投薬が必要となった疾患の割合であるが、最も多いのは運動器系の疾患で、次に年度によって異なるが、心肺循環器系と繁殖泌乳器系が同程度の割合となり、次に消化器系の疾患という傾向は一致しているように思われた。R5年度の繁殖泌乳器系及びR6年度の心肺循環器系の疾患の割合が目立って増えている原因については不明であるが、どちらも細菌感染が原因となることが多いため、何らかの細菌の流行があったのかもしれない。

年度別の使用された動物用医薬品の割合であるが、大きな割合の変動はないように思われた。先に示したように、消化器系の疾患の割合が減少傾向であるの対し、消化器官用薬の使用回数の割合は比例して減少してはいなかった。原因としては消化器疾患に対して、栄養剤や肝疾患用薬で対応している場合があることや、一疾患の治療のために複数回の投薬が行われている場合があることが考えられた。今回の調査では疾患の割合と使用された動物用医薬品の割合に明瞭な相関はないように思われた。

使用された抗生物質種の割合についてであるが、偏りが見られた。2つ気になった点があり、1つはニューキノロン系及び第3世代セファロsporin系がおよそ26%を占めているということで、これは細菌感染を起こして抗生物質を投与された牛のうち、単純計算で4頭に1頭が第1選択薬で使用した抗生物質が無効であったため、第2選択薬を使用していること、即ち第一選択として使用した抗生物質に対して耐性を持っている可能性が高いことを示している。もう1つが前述の話と関連しているが、第一選択薬として選択されている抗生物質の割合に偏りが見られることであり、テトラサイクリン系やその他の抗生物質の使用比率が少ない理由が、すでに耐性を持っているために別の抗生物質を使用しているからなのか、それとも別の理由なのかである。これらの割合が多いのか少ないのかもわからないが、今後更に増加していくのか経過を注視する必要がある。

使用する抗生物質の選択については、どのように第一選択薬を決定しているか、また感染している細菌が多剤耐性菌であるかどうかなどのバックグラウンドが投薬歴から読み取れないため、より突き詰めるのであれば農場への聞き取りや、細菌の分離及び薬剤耐性の確認などさらなる調査が必要である。

現在当所の牛枝肉収去検査においてはペニシリン系や第一世代セファロsporin系を主に検査しているが、今回の調査結果をもとに再検討する必要があるかもしれない。

5 まとめ

今回の調査によって、投薬状況や投薬原因となる疾患の大まかな近況は把握できたと思われる。しかし、4年分程度では傾向を把握するにはデータ不足であることが否めないため、今後も続けてデータを蓄積していく必要がある。また、投薬歴の調査は過去3か月以内に疾患や投薬に対する申告に基づくものなので、それ以前に投与された動物用医薬品や記載漏れの可能性があることなど、全ての動物用医薬品の投与データではないことを考慮しなければならない。

特に抗菌性物質の使用については「畜水産物の生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方について（通知）」（25 消安第 4467 号）や「薬剤耐性対策行動計画の周知と動物用抗菌性物質製剤の慎重使用の徹底について」（28 消安第 3049 号）において重ねて周知されているように、人の医療及び獣医療に多大な影響を及ぼす可能性があることから、その適正な使用について、注視していくことが必要である。

今回の調査によって判明した抗生物質の使用実態と、薬剤耐性を持っていると推定される細菌の出現については特別の注意を払わなければならない。

動物用医薬品の使用実態は当所の業務として今後も把握していく必要があり、今回の調査はその一助になると思われた。今回得られた使用実態のデータを今後の収去検査の対象動物用医薬品の選定などに繋げたい。

と畜場搬入豚のサルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌保有状況調査

○風見裕太¹⁾ 沖平龍之介¹⁾

1)島根県食肉衛生検査所

はじめに

とさつ・解体処理における生物的危害要因の一つに、家畜の外皮や残毛、消化管内容物等に由来する食中毒細菌が挙げられる。中でも、病原性が高いサルモネラ属菌や腸管出血性大腸菌(EHEC)は、牛や豚等の家畜腸管内で保菌される(1)(2)ことから、とさつ・解体処理において、リスク管理しなければならない細菌である。

当所では、と畜場に搬入された牛についてサルモネラ属菌及び EHEC 保有状況調査 (3) (4) を行ってきたが、豚についてのサルモネラ属菌保有状況調査(5)は古く、また EHEC については調査実績がないため、豚のサルモネラ属菌及び EHEC 保有状況は明らかではない。

本調査では、豚肉由来のサルモネラ属菌及び EHEC 食中毒に対するリスク評価を目的とし、と畜場に搬入された豚の舌、直腸、枝肉におけるサルモネラ属菌及び EHEC の保有状況を調査したので報告する。

材料及び方法

1. 調査期間及び調査対象

2024年11月～2025年1月に県内と畜場に搬入された7農場の豚40頭それぞれの舌(処理前)、枝肉の胸部及び肛門周囲部(洗浄後)をふき取り及び直腸スワブを検体とした。なお、1農場あたりの検査頭数は5～10頭であった。

2. 分離及び同定

a:サルモネラ属菌の分離

各部位の検体を緩衝ペプトン水(BPW)にて前増菌培養し、ラポポート・バシリアディス培地による選択増菌培養を行った後、DHL寒天培地及びクロモアガー・サルモネラ寒天培地に画線塗抹した。発育した定型集落を各平板培地につき1～5個釣菌し、TSI,LIM培地での確認培養により同定し、サルモネラ免疫血清(デンカ生研)を用いてO血清群別試験を行った。

b:EHECの分離

各部位の検体をノボビオシン加mEC培地にて増菌培養し、各培養液からアルカリ熱抽出法によりDNAを抽出した。Cycleave PCR O-157(VT gene) Screening kit ver2.0(TaKaRa)を用いたPCR法によるスクリーニングを行い、ベロ毒素(VT)遺伝子陽性となった検体をCT-SMAC寒天培地及びViEHEC寒天培地に画線塗抹した。発育した定型集落を各平板培地につき1～5個釣菌し、TSI,LIM,CLIG培地での確認培養により大腸菌と同定した後、再度PCR法を行った。VT陽性であった大腸菌について、病原大腸菌免疫血清(デンカ生研)を用いて血清型別試験を行った。なお、定型集落が認められない場合でもいくつか集落を釣菌した。

結果

サルモネラ属菌の検出状況を表1にまとめた。搬入豚40頭中15頭(37.5%)からサルモネラ属菌が分離された。また7農場全てからサルモネラ属菌を検出し、特に直腸で高い検出率(27.5%)を示した。一方で、農場Bの豚の枝肉胸部で1検体検出したが、いずれの農場の豚でも肛門周囲部では検出されなかった。なお、同定された検体のO血清群別試験を行ったところ、表2の結果となった。

EHEC検出状況を表3にまとめた。搬入豚35頭中21頭(60.0%)からVT遺伝子を検出したが、菌を分離することはできなかった。農場Dを除いた6農場でVT遺伝子を検出し、こちらも特に直腸で高い検出率(51.4%)を示した。一方で、農場Aの豚の枝肉肛門周囲部で1検体検出したが、いずれの農場の豚でも枝肉胸部では検出されなかった。

考察及びまとめ

今回の調査で、40頭中15頭(37.5%)の豚からサルモネラ属菌を分離したことは、100頭中40頭(40.0%)分離した過去の当所の報告(5)と同様の結果となり、他の報告(6)―(11)と比べて高値であった。また市販の豚のタンヤカシラ、大腸等の内臓からサルモネラ属菌が検出されている(12)ことから、今

回の調査で直腸以外に舌を採取部位として選定したが、舌から 40 頭中 6 頭(15.0%)、直腸では 40 頭中 11 頭(27.5%)と高率にサルモネラ属菌が分離された。このことから、その後の内臓処理工程で他の内臓と接触することで、サルモネラ属菌の汚染が拡大すると推察された。

一方で、枝肉胸部からサルモネラ属菌が分離された個体の舌からもサルモネラ属菌が分離されたが、O群は異なっていた。これは、とさつ・解体処理中に他の枝肉との接触、もしくは消毒不十分なナイフや手指によって交差汚染があったためと考えられる。また農場ごとの検出されたO群を見てみると、同じようなO群が複数の農場で確認され、特にO4群は7農場中5農場(71.4%)で検出された。O4群にはサルモネラ症の原因菌である *S.Typhimurium* とその変異型とされるO4:i:-が分類されており、食中毒細菌としても重要であることから早期に血清型の決定を行う必要がある。

EHECについては、35頭中21頭(60.0%)の豚からVT遺伝子を検出したが、選択分離培地で定型集落を認めず、定型以外の集落から釣菌したが、菌を分離することができなかった。

豚は牛と比べてO157やO26等の主要血清型の保菌率が低いこと(1)(13)から、定型以外の集落をより多く釣菌することで、主要血清型以外のEHECを分離することができた可能性があった。

一方で、枝肉肛門周囲部からVT遺伝子が検出された個体の直腸からもVT遺伝子が検出された。菌体は分離できていないが、おそらく直腸内のEHECがとさつ・解体途中に枝肉へ付着した可能性が考えられ、とさつ・解体処理が適切でなかったと推察される。

今回の結果から、と畜場内にサルモネラ属菌が侵入している実態が明らかとなった。

一方で、VT遺伝子を検出した検体からEHECを分離することはできなかったが、EHECがと畜場内に侵入している可能性は高いため、今後も汚染状況について調査することは重要と考えられる。このことから、豚肉を介したサルモネラ属菌及びEHEC食中毒の発生を未然に防止するために、豚の衛生的取り扱い及び食肉処理環境の衛生管理について、と畜場関係者への衛生指導を引き続き徹底していく必要がある。

またと畜場における食中毒菌の汚染リスクを低減させるためには、生産農場での対策も不可欠である。追加の調査に加え、保存している株の血清型の決定を早急に行い、家畜保健衛生所と連携して、安全な食肉の提供へ繋げていきたい。

引用文献

- (1) 福山正文ら：豚からの Vero 毒素産生性大腸菌(VTEC)の分離および血清型, 感染症誌, 77, 1032-1039(2003)
- (2) 成松浩志ら：と畜場に搬入された豚の糞便中におけるベロ毒素産生性大腸菌 (VTEC) の分布と病原性関連因子保有状況調査, 日食微, 19, 21-26 (2002)
- (3) 中村祥人ら：牛肝臓及び胆汁中のカンピロバクター保菌状況調査, 島根県食肉衛生検査所調査研究(2004)
- (4) 中村祥人ら：島根県内のと畜場搬入牛における腸管出血性大腸菌保有状況と分離株の分子疫学解析, 日獣会誌, 69, 101-106 (2016)
- (5) 玉造俊夫ら：と畜場における豚のサルモネラ属菌の保有状況について, 島根県食肉衛生検査所調査研究(1982)
- (6) 篠原良輔ら：当所所管と畜場に搬入された県内産豚のサルモネラ属菌保有状況調査, 神奈川県食肉衛生検査所調査研究(2022)
- (7) 黒田裕介ら：と畜場に搬入された豚の直腸便由来サルモネラ属菌血清型 O4:i:-保菌状況調査, 北海道八雲食肉衛生検査所調査研究(2017)
- (8) 高田勇人ら：豚におけるサルモネラの保菌状況と分離菌の血清型, 薬剤感受性およびゲノム型, 日獣会誌, 61, 65—69(2008)
- (9) 安藤友美ら：と畜場搬入豚におけるサルモネラ菌の分離状況及び抗体保有調査, 香川県食肉衛生検査所調査研究(2009)
- (10) 仁和岳史ら：と畜場搬入豚における *Salmonella* 保菌実態調査, 東総食肉衛生検査所調査研究(2010)
- (11) 溝田文美ら：と畜場に搬入された豚におけるサルモネラ汚染実態調査, 愛媛県食肉衛生検査センター調査研究(2008)
- (12) 榊田希ら：埼玉県内の市販食肉における食中毒細菌の汚染実態調査, 埼玉県衛生研究所, 食衛誌, Vol.63, No.4, 151-157(2022)
- (13) 高橋千鶴ら：豚糞便中の食中毒起因菌保有状況調査, 宮城県食肉衛生検査所調査研究(2023)

表1.サルモネラ属菌の保菌状況

Salmonella	検体数	陽性検体数 (%)			
		舌	直腸	枝肉胸部	枝肉肛門周囲
農場A	5	1 (20.0)	3 (60.0)	0	0
農場B	10	3 (30.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	0
農場C	5	0	1 (20.0)	0	0
農場D	5	0	1 (20.0)	0	0
農場E	5	1 (20.0)	1 (20.0)	0	0
農場F	5	1 (20.0)	0	0	0
農場G	5	0	3 (60.0)	0	0
計	40	6 (15.0)	11 (27.5)	1 (2.5)	0

表2. 検出された分離株のO群

Salmonella	O群			
農場A	O4			
農場B	O4	O7	O8	O3,10
農場C	O4			
農場D				O1,3,19 O3,10
農場E	O4	O7		
農場F	O7			
農場G	O4	O3,10		

表3.VT 遺伝子検出状況

EHEC	検体数	VT陽性検体数 (%)			
		舌	直腸	枝肉胸部	枝肉肛門周囲
農場A	5	2 (40.0)	5 (100.0)	0	1 (20.0)
農場B	5	0	2 (40.0)	0	0
農場C	5	0	1 (20.0)	0	0
農場D	5	0	0	0	0
農場E	5	3 (60.0)	4 (80.0)	0	0
農場F	5	4 (80.0)	3 (60.0)	0	0
農場G	5	0	3 (60.0)	0	0
計	35	9 (25.7)	18 (51.4)	0	1 (2.9)

2. 年度別調査・研究発表演題収録表（過去10年間）

年度	No.	演題及び発表者名	学会名
27	182	島根県内のと畜場搬入牛における腸管出血性大腸菌保有状況と分離株の分子疫学的解析 中村 祥人	島根県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 全国食肉衛生検査所協議会 中国・四国ブロック技術研修会
	183	島根県内のと畜場に搬入されたウシのSFTSVに対する抗体保有状況 田原 研司	島根県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国)
	184	特殊染色を利用したヒアルロン酸同定法に関する考察～『牛の悪性中皮腫』診断をめぐる～ 宮本 毅	全国食肉衛生検査所協議会 中国・四国ブロック技術研修会
	185	イノシシ解体処理における衛生対策のポイントーVol.1 と体受入から剥皮工程（脱骨工程前）までー 佐々木 真紀子	島根県食品衛生監視員研究発表会
	186	豚白血病と診断した豚1例 吉本 佑太	島根県食品衛生監視員研究発表会
28	187	イノシシ解体処理における衛生対策のポイント 佐々木 真紀子	島根県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国)
	188	豚白血病と診断した豚1例 吉本 佑太	島根県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国)
	189	牛白血病ウイルスのリアルタイムPCR法の検討 佐々木 真紀子	島根県食品衛生監視員研究発表会
	190	島根県内で流行している牛白血病ウイルスの遺伝子解析 吉本 佑太	島根県食品衛生監視員研究発表会
29	191	牛白血病ウイルスのリアルタイムPCR法の検討 佐々木 真紀子	島根県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 日本獣医公衆衛生学会(全国)
	192	島根県内で流行している牛白血病ウイルスの遺伝子解析 三田 哲朗	島根県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国)
	193	特定業者で多発した豚の皮膚炎に対する病理学的検討 山本 裕子	島根県食品衛生監視員研究発表会
	194	島根県のと畜場に搬入された豚の農場別Actinobacillus pleuropneumoniae浸潤状況 安達 俊輔	島根県食品衛生監視員研究発表会

年度	No.	演題及び発表者名	学会名
30	195	特定業者で多発した豚の皮膚炎に対する病理学的検討 山本 直樹	島根県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国)
	196	島根県内養豚場のActinobacillus pleuropneumoniae血清型別浸潤状況 安達 俊輔	島根県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国)
	197	サイトブラシ法と超音波検査、組織学的検査および細菌培養による牛潜在性子宮内膜炎の評価法の検討 山本 直樹	日本獣医学会学術集会
	198	成牛で認められた散発性牛白血病の一例 山本 直樹	島根県食品衛生監視員研究発表会
	199	牛の中皮腫の一例 亀田 真吾	島根県食品衛生監視員研究発表会
	200	牛肝臓の細菌汚染実態と畜処理工程における課題 安達 俊輔	島根県食品衛生監視員研究発表会
R1 (31)	201	地方病性牛白血病による脊柱管内腫瘍と牛の起立状況の関係 山本 直樹	島根県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国)
	202	牛肝臓の細菌汚染実態と畜処理工程における課題 安達 俊輔	島根県獣医学会
	203	牛の中皮腫の一例 亀田 真吾	島根県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国)
	204	食品安全の確保と産業動物の動物福祉(病畜のと畜検査結果から) 来待 幹夫	島根県獣医学会
	205	牛の子宮内膜炎におけるLPSが繁殖に及ぼす影響 山本 直樹	日本獣医学会繁殖分科会シンポジウム
	206	HACCP導入と畜場に対する監視指導の方法に関する一考察 倉瀧 英人	島根県食品衛生監視員研究発表会
	207	ATP検査法を用いた牛及び豚枝肉表面の一般生菌数の推定と評価基準の策定(ATP検査法の枝肉の衛生管理モニタリングへの応用) 安達 俊輔	島根県食品衛生監視員研究発表会
	208	地方病性牛白血病を発症した牛における組織中の牛白血病ウイルス量の測定とウイルス量に基づいた診断法の検討 野一色 香織	島根県食品衛生監視員研究発表会

年度	No.	演題及び発表者名	学会名
R2	209	食肉中の残留抗生物質簡易検査法に使用する <i>Bacillus subtilis</i> 及び <i>Bacillus cereus</i> における迅速な芽胞形成法の検討 菅 満宏	第38回全国食肉衛生検査所協議会 理化学部会総会・研修会
	210	慢性炎症を伴う舌の類皮嚢胞を認めた黒毛和種牛の一症例 山本 直樹	日本獣医師会雑誌(2020年 73 卷 12 号 p. 726-729)
R3	211	EBL診断における組織中BLV量の測定意義とその活用法 源田 香織	令和3年度島根県獣医学学会
	212	HACCP導入と畜場に対する監視指導の方法に関する一考察 佐々木 真紀子	令和3年度島根県獣医学学会
	213	牛の深在性真菌症の一例 亀田 真吾	令和3年度島根県獣医学学会
	214	横臥放血方式によりとさつ解体された牛の「(しみ(スポット))」の発生状況 来待 幹夫	令和3年度島根県獣医学学会
	215	食肉中の残留抗生物質簡易検査法に使用する <i>Bacillus cereus</i> の迅速な芽胞形成法の検討 菅 満宏	令和3年度島根県獣医学学会 島根県保健福祉環境研究発表会
R4	216	当所で診断した豚丹毒はほとんどが生ワクチン株によるものであった 黒崎 守人	令和4年度島根県獣医学学会 令和4年度獣医学術中国地区学会
	217	当所で分離した豚丹毒生ワクチン株 (Koganei 65-0.15株) におけるERH_0661のフレームシフト変異 黒崎 守人	令和4年度島根県獣医学学会 令和4年度獣医学術中国地区学会
	218	豚赤痢分離培地の比較検討 風見 裕太	第33回全国食肉衛生検査所協議会 中国・四国ブロック技術研修会 令和4年度食肉及び食鳥肉衛生技
	219	豚の胸腺腫の症例報告 山本 裕子	令和4年度島根県獣医学学会

年度	No.	演題及び発表者名	学会名
R5	220	好酸球性肉芽腫性炎を伴う囊胞がみられた牛の1症例 服部 貴通	令和5年度島根県獣医学会 令和5年度獣医学術中国地区学会 第34回全国食肉衛生検査所協議会
	221	豚赤痢分離培地の比較検討 風見 裕太	令和5年度島根県食品衛生監視員 等研究発表会
	222	養豚農家の環境改善がと畜検査結果に与える影響 亀田 真吾	令和5年度島根県食品衛生監視員 等研究発表会
	223	当所におけるPCR法による敗血症起因菌の同定 黒崎 守人	令和5年度島根県獣医学会 令和5年度獣医学術中国地区学会
	224	病理組織学的検査手法の効率化の検討 山本 裕子	令和5年度島根県食品衛生監視員 等研究発表会
R6	225	豚赤痢分離培地の比較検討 風見 裕太	令和6年度島根県獣医学会 令和6年度獣医学術中国地区学会
	226	と畜場搬入牛における投薬歴から見た動物用医薬品使用状況について 亀田 真吾	令和6年度島根県食品衛生監視員 等研究発表会
	227	と畜場搬入豚のサルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌保有状況調査 風見 裕太	令和6年度島根県食品衛生監視員 等研究発表会

参 考 资 料

1. 島根県手数料条例（抜すい）（令和6年4月1日現在）

（手数料の納付及び額）

第2条 別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。

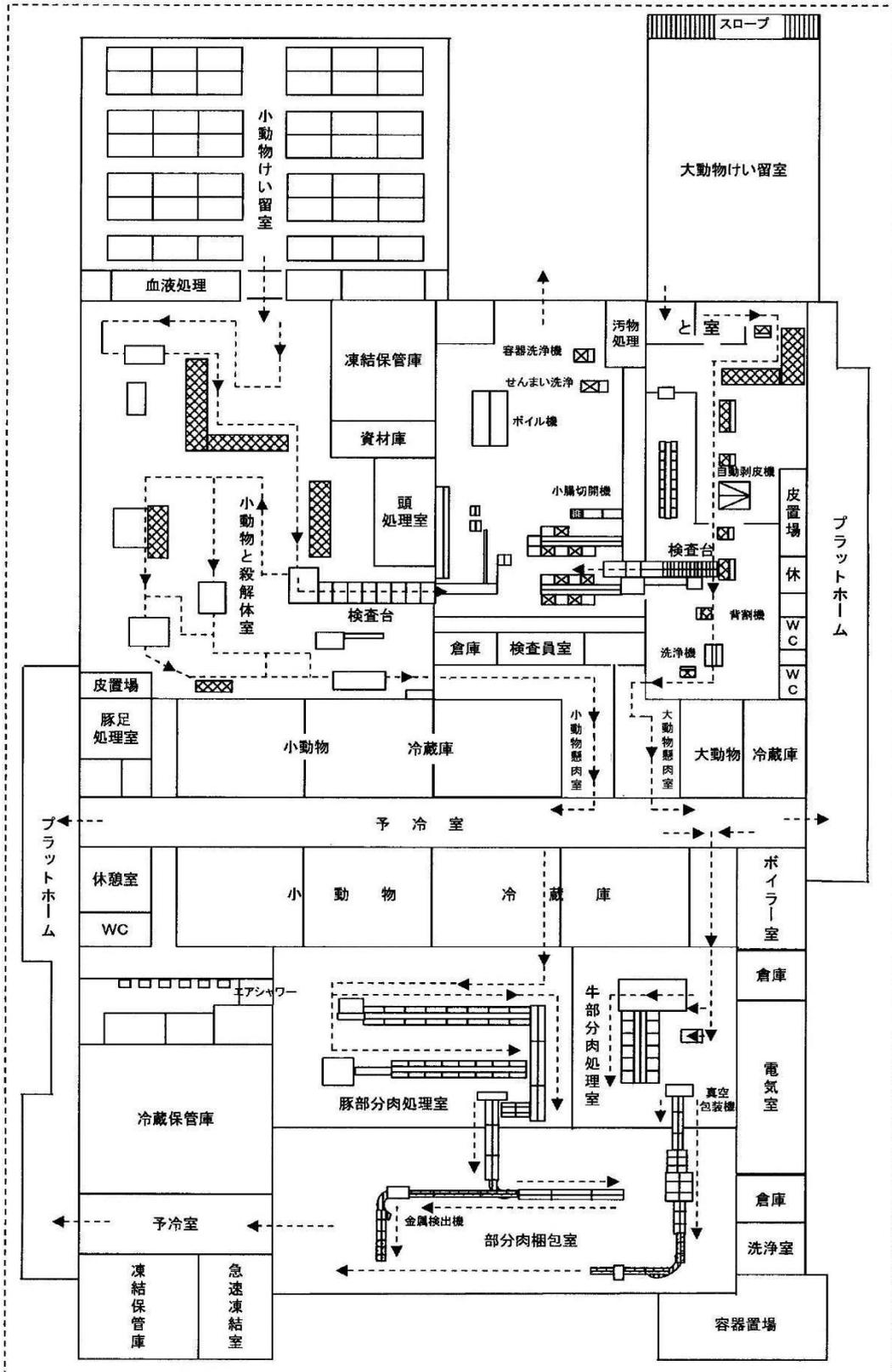
別表

手数料の種類別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
29 と畜場法関係手数料	(3)法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査を受けようとする者	
	ア 牛（犢とくを除く。）又は馬（ウを除く。）	900円
	イ その他のもの（ウを除く。）	430円
	ウ 病畜	1,580円

2. 株式会社島根県食肉公社施設の概要・と畜場施設配置図

施設の概要	○敷地面積	71,000㎡
	○施設能力	①と畜能力 小動物のみと畜の日 1日豚753頭 大動物と直列と畜の日 1日豚553頭、牛50頭 ②カット能力 1日豚400頭、牛13頭 ③冷凍・冷蔵能力 枝肉 豚975頭、牛138頭 部分肉 冷蔵80.0 t、冷凍31.5 t 内臓 冷凍60 t
	○給水量	1000 t/日
	○汚水処理施設	924 t/日
	○建築物	①本館棟 6,251 ㎡ ②代金清算棟 476 ㎡ ③厚生棟 644 ㎡ ④病畜棟 193 ㎡ ⑤汚物棟 51 ㎡ ⑥守衛所 37 ㎡ ⑦車庫 103 ㎡ (建築面積 7,755 ㎡)

○と畜場施設配置図



○アクセスと案内図



〒699-2212

島根県大田市朝山町仙山 1677-2

島根県食肉衛生検査所

TEL (0854) 85-8011

FAX (0854) 85-8012

<https://www.pref.shimane.lg.jp/syokuken/>